

量の見込みの推計について

1 基本指針（案）～「量の見込み」関係抜粋～

「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」

(1) 教育・保育の量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（別表第二）を参考として、認定区分ごと（3号認定は年齢ごと）に、量の見込み（必要利用定員総数（3歳未満の子どもは保育利用率を含む））を定める。

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定（利用定員数）の割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（別表第三）を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定める。

別表第二 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
一 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。
二 法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事 項	内 容
一 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
二 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

三 放課後児童健全育成事業	<p>小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。</p>
四 子育て短期支援事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
五 乳児家庭全戸訪問事業	<p>出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<p>児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
七 地域子育て支援拠点事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるように配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定。</p>
八 一時預かり事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
九 病児保育事業	<p>以下のいずれかの方法で設定すること。</p> <p>一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
十 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<p>利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業	<p>母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

2 国が示す「量の見込み」の推計方法（概要） ※全国共通

（1）算出項目

	対 象 事 業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園(幼稚園部分)及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ※共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
6	時間外保育事業	0～5歳
7	放課後児童健全育成事業	1～6年生
8	子育て短期支援事業	0～18歳
9	地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業含む）	0～2歳
10	一時預かり事業	0～5歳
11	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問等事業、妊婦健診事業は事業形態が違いため別に量の見込みを算出する。

（2）算出の流れ

- ① 家族類型に分類 ⇨ ② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の年度ごとの量の見込みを算出

家族類型に分類	<p>ニーズ調査の回答（父母の有無、就労状況（現在・希望）、子どもの年齢）から「現在」と「潜在」の家族類型を子どもの年齢別に分類する。</p> <p>【家族類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプD：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプE：専業主婦（夫） タイプF：パート×パート タイプG：パート×パート（短時間） タイプH：無業×無業 <p style="text-align: right;">} 年齢別に分類</p>
量の見込み算出	<p>① 利用意向を算出</p> <p>ニーズ調査の回答（利用希望の割合や利用希望日数等）から、教育・保育（1号、2号、3号ごと）及び地域子ども・子育て支援事業（各事業ごと）の利用意向を潜在家族類型ごとに算出する。 ※利用意向（例）：利用希望の割合×利用希望日数</p> <p>② 年度ごとのニーズを算出</p> <p>利用意向、推計児童数等を用いて各事業の年度ごとのニーズを算出する。</p>